

一般社団法人ハラル・ジャパン協会会員規約

(目的)

第1条 本会員規約（以下、「規約」とする）は、一般社団法人ハラル・ジャパン協会（以下、「協会」とする）の定款の定めによる会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務ならびに会員活動の基本的事項等を定めるものである。

(名称)

第2条 当協会は、一般社団法人ハラル・ジャパン協会（英文名 Halal Japan Business Association）という。

(会員種別)

第3条 本機構の会員は、次の2種とする。

- 一般会員 当協会の目的に賛同して所定の手続きを経て第6条に定める入会金および会費を納める個人、法人または団体で、理事会にて入会を承認されたもの
- 特別協賛会員 当協会の目的に賛同して所定の手続きを経て第6条に定める入会金および会費を納める法人または団体で、理事会にて入会を承認されたもの

(入会申込等)

第4条

1. 当法人の特別協賛会員に入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない、その承認があったときに会員となる。
2. 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、理事会は、第5条に定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。
3. 一般会員は、所定の入会申込書により申し込み、会費を納めたときに会員となる。
4. 第6条に定める会費の納入日を入会日とする。

(会員資格基準)

第5条 当法人の会員になろうとする者が第4条の申し込みがあったとき、理事会は、以下の何れかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

1. 当協会の趣旨に賛同していないとき
2. 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分をうけたことがあるとき
3. 第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
4. 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき
5. その他当協会が不適切と判断したとき

(会費)

第6条

1. 一般会員、特別会員、賛助会員の入会金および年会費は次の通りとする。
 - ・ 一般会員 入会金 10,000 円、年会費 50,000 円 (消費税別途)
 - ・ 特別協賛会員 協賛金一口 500,000 円 (消費税別途)
2. 第4条第2項により理事会からの入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会金及び年会費を納入しなければならない。
3. 会費の納付は、入会時と定め、入会月(会費納入月)の翌月より12か月経過月の月末にて満期自動更新するものとする。更新時には翌年分の年会費を更新時までには納入しなければならない。
4. 会員は、会費を納入せず、督促後なお会費を3か月以上納入しないとき、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した年会費の納入義務は免れない。
5. 納付された年会費は、第21条で示す事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

当協会の事業に参加し、その全てを利用することができる

(会員の義務)

第8条 会員は次の義務を負う。

1. 当協会の定款並びにその他規則及び議決に従う。
2. 当協会の入会金ならびに会費等を納入する。
3. 会員拡大に努める。
4. 当協会の会員同士または会員と当協会が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと。
5. 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届(様式2)を代表理事に提出すること。

(退会)

第9条 会員が当協会を退会しようとするときは、別途定める退会届を代表理事に提出しなければならない。

2. 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なす。
 1. 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
 2. 死亡または失踪宣告を受けたとき。
 3. 法人または団体が解散し、または破産したとき。
 4. 会費を納入せず、督促後なお会費を3か月以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

1. 当協会の定款または規則に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき。
2. 当協会の名誉を毀損または当協会の目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、当該会員の弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が 9 条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する権利を失う。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。

2. 当協会は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第 12 条 当協会は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員規約の追加・変更)

第 13 条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定まる。

2. 当協会は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができ、且つ、総会において出席普通会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得て変更できる。

(法令の準拠)

第 14 条

当協会の総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従う。

(合意管轄)

第 15 条

会員と本機構の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、一般社団法人ハラル・ジャパン協会の総ての会員に本規約を配付する。

附則

本規定は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。